

○不利益処分についての不服申立てに関する規則

制 定 昭和 46 年 5 月 8 日公平委規則第 2 号

第 1 節 総則

(目的)

第 1 条 この規則は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 8 条第 7 項および第 51 条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求または異議申立て（以下「不服申立て」という。）の手續および審査の結果執るべき措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者)

第 2 条 当事者とは、審査請求人または異議申立人（以下「不服申立人」という。）および処分者をいう。

- 2 処分について審査請求をする者を審査請求人と、異議申立てをする者を異議申立人と、処分を行なった者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行なった後において、その職を離れた場合にはその職またはそれに相当する職にある者を処分者とみなす。

(代理人)

第 3 条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、および解任することができる。

- 2 公平委員会は審査の円滑、迅速な進行と公平な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。
- 3 当事者は、代理人を選任し、または解任した場合においては、その者の氏名、住所および職業を公平委員会に届け出なければならない。

(代理人の権限)

第 4 条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部または一部を取り下げることはできない。

- 2 代理人の行なった行為は、当事者が直ちに取消し、または訂正したときはその効力を生じない。

第 2 節 不服申立て

(不服申立て)

第 5 条 処分についての法第 49 条の 2 第 1 項の規定による不服申立ては、審査請求書ま

たは異議申立書（以下「不服申立書」という。）正副各 1 通を公平委員会に提出しなければならない。

2 不服申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、不服申立人が記名押印しなければならない。

- (1) 処分を受けた者の氏名、住所および生年月日
- (2) 処分を受けた者の処分を受けた当時の職および所属部局課かい名
- (3) 処分を行なった者の職および氏名
- (4) 処分の内容および処分を受けた年月日
- (5) 処分があったことを知った年月日
- (6) 処分に対する不服の理由
- (7) 口頭審査を請求する場合は、その旨および公開または非公開の別
- (8) 法第 49 条第 1 項または第 2 項に規定する処分説明書（以下「処分説明書」という。）の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯
- (9) 不服申立ての年月日

3 不服申立書には、正副ともに処分証明書の写各 1 通を添付しなければならない。ただし、処分証明書が交付されなかったときはこの限りではない。

4 不服申立書の記載した事項に変更を生じた場合には不服申立人はそのつどその旨をすみやかに公平委員会に届け出なければならない。

（不服申立ての受理および却下）

第 6 条 不服申立書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項および添付書類ならびに処分の内容、不服申立人の資格および不服申立ての期限等について調査し、不服申立てを受理するかどうかを決定しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果、不服申立書に不備の点があると認められるときは、公平委員会は、相当の期間を定めて、不服申立人にその補正を命じることができる。ただし、不備の点が軽微であって事案の内容に影響がないものと認められるときは、公平委員会は職権でこれを補正することができる。

3 不服申立人が前項の補正命令に従わなかった場合には、公平委員会は不服申立てを却下することができる。

4 公平委員会は、不服申立てを受理するものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に不服申立書の副本を送付しなければならない。

不服申立てを却下すべきものと決定したときは、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

第3節 審査の手続

(審査の併合)

第7条 公平委員会は、当事者の申請または職権により、同一また相関連する事案にかかる数個の不服申立てを併合して審査することを適当と認めるときは、これを併合して審査することができる。公平委員会は、必要があると認めるときは、併合した審査を分離することができる。

2 前項の規定により審査を併合し、および分離する場合においては、公平委員会は、その旨を当事者に通知しなければならない。

(代表者)

第7条の2 審査の併合に係る事案の不服申立人は、それらのうちから代表者1名を選任し、および解任することができる。

2 不服申立人が代表者を選任し、または解任したときは、その者の氏名を公平委員会に届け出なければならない。

3 代表者は、不服申立人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部または一部を取り下げることはできない。

4 代表者が選任されている場合には、不服申立人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(書面審理)

第8条 公平委員会は書面審理を行なう場合においては、期限を定めて不服申立人に対し、証拠の提出を求めるとともに、期限を定めて処分者から答弁書および証拠の提出を求めるものとする。

2 公平委員会は、答弁書が提出された場合には、不服申立人にその写を送付し、必要があると認めるときは、期限を定めて反論書の提出を求めることができる。

3 公平委員会は、反論書が提出された場合には、処分者にその写を送付しなければならない。

4 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者に質問し、または立証を求めることができる。

5 当事者は、審査が終了するまでは、公平委員会に対し、口頭で意見を述べる機会を与

えられるよう申し出ることができる。

6 公平委員会は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。

7 当事者は審査が終了するまでは、いつでも公平委員会に対し、証拠の申出をすることができる。ただし、公平委員会が必要がないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

8 公平委員会による証人の喚問は、次の各号に掲げる事項を記載した呼出状により、行なわなければならない。

(1) 証人として指名された者の氏名、住所および職業

(2) 出頭すべき日時および場所

(3) 陳述を求めようとする事項

9 公平委員会は、証人に対して陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行なわせなければならない。

10 公平委員会は、証人に対し、口頭による陳述にかえて、次の各号に掲げる事項を記載した書面で、口述書の提出を求めることができる。

(1) 口述書を提出すべき証人の氏名、住所および職業

(2) 口述書を提出すべき日時および場所

(3) 口述書により陳述を求めようとする事項

11 公平委員会は、必要があると認めるときは、証人相互の対質を求めることができる。

12 公平委員会が書証を所持する者に対して、書類またはその写の提出を求める場合においては、次の各号に掲げる事項を記載した書面で、これを行なわなければならない。

(1) 書類またはその写を提出すべき者の氏名、住所および職業

(2) 書類またはその写を提出すべき日時および場所

(3) 提出すべき書類またはその写

13 公平委員会は、書面審理の都度、その要領を記載した審理調書を、公平委員会の事務職員に作成させなければならない。審理調書には審理を担当した公平委員会の委員および審理調書を作成した事務職員が、記名押印しなければならない。

(口頭審理)

第9条 公平委員会は、口頭審理を行なう場合においては、そのつど書面で口頭審理の日時および場所を当事者に通知しなければならない。

2 公平委員会は、口頭審理の準備のため、期限を定めて前条第1項の答弁書または同条

第2項の反論書の提出を求めることができる。

- 3 当事者は、前項の規定により、提出した答弁書または反論書に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。当事者が前項の期限までに、答弁書または反論書を提出しなかったときも同様とする。ただし、答弁書または反論書に当該事実を記載できず、または前項の期限までに答弁書または反論書を提出できなかったことにつきやむを得ない事情があったことを疎明したときは、この限りではない。
- 4 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人または証人相互の対質を求めることができる。
- 5 公平委員会は、口頭審理において、発言を許し、もしくはその指揮に従わない者の発言を禁止し、または公平委員会の職務の執行を妨げる者、もしくは不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。
- 6 当事者の一方、その代理人および代表者がともに口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しなかったとき、または出席しても相手方の主張した事実について争わなかったときは、その主張した事実を承認したものとみなすことができる。
- 7 公平委員会は、口頭審理を終了するに先立って、当事者に対して最終陳述をし、かつ必要な証拠を提出することができる機会を与えなければならない。
- 8 前条第4項、第6項から第10項まで、第12項および第13項の規定は、口頭審理について準用する。

(準備手続)

第9条の2 公平委員会は、必要があると認めるときは、公平委員会の委員または事務職員をして口頭審理の準備を行なわせることができる。

- 2 準備手続においては、当事者は次に掲げる事項を協議しなければならない。

- (1) 口頭審理の期日に関する事項
- (2) 事実の整理に関する事項
- (3) 証拠の整理に関する事項
- (4) その他必要な事項

- 3 公平委員会は、準備手続における協議のつど、準備手続調書を公平委員会の事務職員に作成させなければならない。この場合においては第8条第12項後段の規定を準用する。

(文書の送付)

第9条の3 文書の送付は、使送または書留郵便によって行なう。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送付は、公平委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けべき者に交付する旨、またはその内容の要旨を松山衛生事務組合公告式条例に基づいて告示するものとする。この場合においては、掲載された日から14日を経過した時に当該文書の送付があったものとみなす。

(不服申立ての取下)

第10条 不服申立人は、公平委員会が事案について、議決または決定（以下「判決」という。）を行なうまでの間は、いつでも不服申立ての全部または一部を取り下げることができる。

2 不服申立ての取り下げは、書面でその旨を公平委員会に申し出て行なわなければならない。

3 取り下げのあった不服申立ての部分については、初めから係属しなかったものとみなす。

(審査の打ち)

第11条 公平委員会は、不服申立人の所在不明等に困り、審査を継続することができなくなったと認める場合、または処分者による処分の取消、修正等に困り、審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、審査を打ち切り、不服申立てを棄却することができる。

第4節 審査の結果執るべき措置

(判定)

第12条 公平委員会は審査を終了したときは、その結果に基づいてすみやかに判定を行ない、裁決書または決定書（以下「判定書」という。）を作成しなければならない。

2 判定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、委員各員が記名押印しなければならない。

(1) 判 定

(2) 理 由

(3) 判定の日付

3 公平委員会は判定書の写を当事者に送達しなければならない。この場合においては、当事者に判定に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を、あわせて通知するものとする。

（指示）

第13条 公平委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、書面で不服申立人がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

第5節 再審

（再審の請求）

第14条 当事者は、次の各号の一部に該当する場合においては、公平委員会に対し再審を請求することができる。

- (1) 判定の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) 事案の審査の際、提出されなかった新たな、かつ重大な証拠が発見された場合
- (3) 判定に影響をおよぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 再審の請求は判定のあった日の翌日から起算して3月以内に行なわなければならない。

3 再審の請求は、書面で行なわなければならない。

4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとするものが記名押印して、正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。

- (1) 再審の請求をする者の氏名、住所および生年月日
- (2) 判定の内容および時期
- (3) 再審を請求する理由

（再審の請求の受理および却下）

第15条 公平委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項ならびに再審を請求する者の資格、再審の請求の期限および再審の請求の理由等について調査し、再審の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 公平委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、当事者の一方に再審請求書の副本を送付しなければならない。再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。

(職権による再審)

第16条 公平委員会は、第14条第1項各号に掲げる再審の理由があると認めるときは、職権により再審を行なうことができる。

(審査の手續)

第17条 第3節(第9条および第9条の2の規定を除く。)の規定は、再審の場合における審査の手續きについて準用する。

(審査の結果執るべき措置)

第18条 公平委員会は、審査の結果に基づいて、最初の判定を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の判定を修正し、またはこれにかえて新たに判定を行なわなければならない。

2 第12条第1項第2項および第3項前段ならびに第13条の規定は、前項の場合に準用する。

第6節 審査および再審の費用

(審査および再審の費用)

第19条 審査および再審の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

- (1) 第8条第6項(第9条第6項で準用する場合を含む。)の規定により、当事者が申し出をしたもの以外の者で、公平委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費および日当
- (2) 公平委員会が職権で行なった証拠調に関する費用
- (3) 公平委員会が文書の送達に要した費用

第7節 雑則

(雑則)

第20条 この規則に定めるものを除くほか、処分についての不服申立ての手續および審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は公平委員会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。